

アドビ・インク及びフィグマ・インクの統合に関する審査の終了について

令和5年12月21日
公正取引委員会

公正取引委員会は、アドビ・インク（本社米国）及びフィグマ・インク（本社米国）が計画した統合（以下「本件統合」という。）について、独占禁止法第4章に規定する届出基準を満たさないものであったものの、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、本件統合が国内の需要者に影響を与えると見込まれたこと^(注)から、企業結合審査（以下「本件審査」という。）を行ってきたところ、令和5年12月18日に両社が本件統合に係る契約を解除したため、本件審査を終了した。

なお、当委員会は、本件審査の過程において情報収集を効率的・効果的に行うため、本件統合に関する第三者からの意見・情報募集を行った。

（注）「企業結合審査の手続に関する対応方針」（平成23年6月14日公正取引委員会）6（2）

【参考】本件の経緯

令和4年9月15日 アドビ・インクによる本件統合の公表

令和5年4月10日 本件統合に関する第三者からの情報・意見募集
（情報・意見の提出期限：令和5年5月9日）

令和5年12月18日 両社による本件統合に係る契約の解除

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
電話 03-3581-3719（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>